１８日に開催された、新型コロナウイルス対策本部（第１１回）において、

総理大臣が以下のとおり、ご発言をされているところでございます。

ーーーーーーーーー

　今後、感染の拡大を防止するためには、様々な場面で、国民の皆様の御協力をいただく必要があります。

　まず初めに、国民の皆様に心掛けていただきたいことは、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み、外出を控えていただくことです。これはもちろん、御本人のためにもなりますし、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。

　そのためには、学校や企業、社会全体における理解が必要です。生徒や従業員の方々が、休みやすい環境整備が大切であり、どうか御協力いただきたいと思います。テレワーク等も有効な手段です。

　各大臣においては、そうした環境整備に向け、所管団体に周知を行うなど、丁寧に理解を得るよう努力をしてください。

＜新型コロナウイルス感染症対策本部（第１１回）：首相官邸ホームページ＞

　<https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202002/18corona.html>

ーーーーーーーーー

今般、内閣官房より以下について所管団体等への周知依頼がありましたので、会員企業様等への周知に御協力ください。

【件名】従業員の方が休みやすい環境整備に向けて（協力依頼）

２月17日、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症について、どのような方がどの

ような場合に相談・受診いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」がとりまとめられました。

当該目安の中では、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控え

る」ことが記載されています。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解が必要であり、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切です。

つきましては、貴団体におかれては、本趣旨に鑑み、こうした環境整備を進めるため、必要に応じてテレワークの利用もご検討いただくなど、特段の配慮をお願いします。また、他者との密着した接触機会を減らす時差出勤は、感染拡大防止のために有効です。

また、従業員の方々が発熱等の風邪症状があった場合に備え、「相談・受診の目安」を併せて周知いただきますようお願いします。

なお、各企業での実施にあたっては、厚労省や各都道府県での相談窓口が開設されておりますので、必要に応じてそちらに御相談ください。

　（メール下部に記載）

○　その他、相談・受診の目安等について、従業員の皆様に周知・徹底していただきますよう宜しく御願いいたします。

（新型コロナウイルスについての相談・受診の目安）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

（新型コロナウイルスを防ぐには）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

（新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（企業の方向け））

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html>

（新型コロナウイルス感染症について（厚労省ＨＰ））

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html>

＜電話相談窓口について＞

○厚生労働省の電話相談窓口について

　今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しております。

・厚生労働省の電話相談窓口 電話番号：０１２０－５６５６５３（フリーダイヤル）

・受付時間：９時００分～２１時００分（土日・祝日も実施）

※２月７日（金）９時より新しい番号（フリーダイヤル）となりました。

・聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方に向けて、FAX（０３－３５９５－２７５６）でも受付を開始しましたのでお知らせ致します。

○都道府県・保健所等による電話相談窓口

　各都道府県が公表している、新型コロナウイルスに関するお知らせや保健所等による電話相談窓口のページをまとめました。

　リンク先にて、随時情報が更新されています。ぜひご確認ください。

　（２月９日時点）

　<https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html>　（首相官邸ＨＰ）

○帰国者・接触者相談窓口一覧

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html>

○都道府県労働局の相談窓口について

　各都道府県労働局に特別労働相談窓口を設置しております。

　以下のファイルからご確認ください。

　各都道府県労働局のページ別ウィンドウで開く［Excel形式：12KB］

　<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000595819.xlsx>